

重要事項説明書 (居宅介護支援用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年大阪府条例第136号）の第8条の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社 ヒコホレーション
代表者氏名	代表取締役 園田 潤治
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒657-0037 神戸市灘区備後町5丁目3-1-309 TEL 078-811-3013 FAX 078-811-3015
法人設立年月日	平成22年4月

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ケアプランセンター スリルタ風
介護保険指定 事業所番号	(指定事業者番号) 2770401970
事業所所在地	〒552-0004 大阪市港区夕風2-1-1F
連絡先 相談担当者名	(連絡先電話・ファックス番号) TEL06-6585-7090 FAX06-6585-7091 (部署名・相談担当者氏名) 管理者 山口 龍平
事業所の通常の 事業の実施地域	堺市・大阪市・神戸市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	(運営規程記載内容の要約) 要介護者及び家族の意向を基に、サービスを適切に利用できるように連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。
運営の方針	(運営規程記載内容の要約) 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように配慮する。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする
営業時間	午前9時から午後6時までとする

(4) 事業所の職員体制

管理者	(氏名) 山口 龍平
-----	------------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料(月額)	利用者負担額(介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2		要介護 3～5	
	介護支援専門員 1人に当りの利用者の数が 40人未満の場合	居宅介護支援費Ⅰ 12,076円	居宅介護支援費Ⅰ 15,690円	居宅介護支援費Ⅱ 6,049円
“ 40人以上の場合において、40以上60未満の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,625円	居宅介護支援費Ⅲ 4,693円		

- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われなかった場合の減算)に該当する場合は、上記金額の50/100となります。また2ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。
- ※ 40人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、40件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要 介 護 支 援 事 業 所 に 関 し	初 回 加 算	300 単位	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	医 療 連 携 加 算 (I)	200 単位	入院後3日以内に医療機関に情報提供
	医 療 連 携 加 算 (II)	100 単位	入院後4日以上7日以内に医療機関に情報提供
	退 院 ・ 退 所 後 の 加 算 連 携 1 回 連 携 2 回 連 携 3 回	カンファ参加無：450 単位/月 参加有：600 単位/月 カンファ参加無：600 単位/月 参加有：750 単位/月 カンファ参加無：非該当 参加有：900 単位/月	
	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位	小規模多機能型居宅介護支援の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合。
	看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300 単位	看護小規模多機能型居宅介護支援の利用を開始する際に、必要な情報を提供する場合。
	特 定 事 業 所 加 算 (I)	500 単位	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合（一月につき）
	特 定 事 業 所 加 算 (II)	400 単位	
	特 定 事 業 所 加 算 (III)	300 単位	
	特 定 事 業 所 加 算 (IV)	125 単位	
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	著しく状態が変わる末期の悪性腫瘍のご利用者について支援を行う場合
	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数 の10/100	居宅介護支援事業所が下記の地域にあり、1月当たり実利用者数が20人以下の事業所である場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位に加算する。
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数 の5/100	下記の地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定居宅介護支援を行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位に加算する。

中山間地域等：千早赤阪村の全域、太子町の一部（山田）、能勢町の一部（東郷、田尻、西能勢）

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は（運営規程に記載されている内容を記載する）により請求いたします。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安 利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料、その他の費用の請求及び支払方法について

①利用料、その他の費用の請求方法	ア 利用料及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細に添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
②利用料、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供の記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振込 (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払方法の如何によらず、領収書をお渡します。必ず保管されますようお願いいたします。 (医療費控除の還付請求の際に必要なことが有ります。)

※ 利用料及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めるとや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者などの選定理由について説明を求めることが出来ますので、必要があれば遠慮なく申し出て下さい。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとしします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院などと情報共有や連携をする必要が有りますので、病院等には

担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えて下さい。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 山口 龍平
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の

家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

《緊急連絡先》

市町村名：大阪市	担当部署：介護保険課	☎ 06-6208-8028
主治医：		
家族等連絡先	① 氏名	様（続柄： ）
	住所	☎
	② 氏名	様（続柄： ）
	住所	☎

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険
保険名	介護事業賠償責任保険
保障の概要	業務遂行中の不注意による他人に対する身体、財物賠償責任損害

10 身分証明証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - ・特に事業者に関する苦情である場合には、利用者の立場を考慮しながら、事業者側の責任者に事実関係の特定を慎重に行う。
 - ・相談担当者は、把握した状況についてスタッフと共に検討を行い、時下の対応を決定する。
 - ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う。
- ③苦情があったサービス事業者に対する対応方針等
 - ・処理体制に記したとおり、事業者の管理者にあてて、苦情内容の事実確認を迅速に行うとともに、共同でその対応を行う。なお、苦情内容については、サービス担当者会議等での報告を行い再発防止の対応方針を検討し対処する。

④その他参考事項

・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたつて検討し、対処する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社 ヒコホレーション ケアプランセンタースリルタ尻	所在地 大阪市港区夕凧 2-1-1-1F TEL 06-6585-7090 FAX 06-6585-7091 受付時間 9:00~18:00
【市町村（保険者）の窓口】 （利用者の居宅がある市町（広域連合） の介護保険担当部署の名称）	別紙参照
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町 1 丁目 3 番 8 号 TEL 06-6949-5309 (代表) FAX 06-6949-5417 受付時間 9:00~17:00

12 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

13 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）」第 4 条の規定に基づき、利用者説明を行いました。

事業者	所在地	〒657-0037 神戸市灘区備後町 5 丁目 3-1-309	
	法人名	株式会社 ヒコホレーション	
	代表者名	園田 潤治	印
	事業所名	ケアプランセンター スリルタ尻	
	説明者氏名	山口 龍平	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

(別紙) 同一事業所の利用割合について

- ① 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護： 95 %

通所介護： 18%

地域密着型通所介護、： 29 %

福祉用具貸与： 82 %

- ② 前6カ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ホームヘルプタ風 56 %	はーとふる 22 %	アップル 15 %
通所介護	ゆうあい 50%	コンパス 44%	ARC 石屋川 5%
地域密着型通所介護	風の詩 タ風 74 %	風の詩 19%	堺リハビリ 7%
福祉用具貸与	福祉用具スリール 67 %	REI 22%	ダスキン 7 %

- ④ 判定期間（令和6年度）

前期（3月1日～8月31日）

後期（9月1日～2月28日）

(別紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

8. 事業者は利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明します。

当該事業所をケアプランに位置付けた選定理由を求めることが可能であることを説明します。

(1) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 株式会社 ヒナコーポレーション ケアプランセンタースリールタ風	(所在地) 大阪市港区夕凧 2-1-1-1F (電話番号) 06-6585-7090 (ファックス番号) 06-6585-7091 (受付時間) 9:00~18:00
【市町村（保険者）の窓口】 福祉局高齢者施策部介護保険課	(所在地) 大阪市北区中之島 1-3-20 (電話番号) 06-6208-8028 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 北区保健福祉センター福祉課	(所在地) 大阪市北区扇町 2-1-27 (電話番号) 06-6313-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 都島区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市都島区中野町 2-16-20 (電話番号) 06-6882-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 福島区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険・高齢者福祉)	(所在地) 大阪市福島区大開 1-8-1 (電話番号) 06-6464-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 此花区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市此花区春日出北 1-8-4 (電話番号) 06-6466-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 中央区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市中央区久太郎町 1- 2-27 (電話番号) 06-6267-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 西区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市西区新町 4-5-14 (電話番号) 06-6532-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 港区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市港区市岡 1-15-25 (電話番号) 06-6576-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 大正区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市大正区千島 2-7-95 (電話番号) 06-4394-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 天王寺区保健福祉センター保健福祉課 (介護保険)	(所在地) 大阪市天王寺区真法院町 20-33 (電話番号) 06-6774-9859 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 浪速区保健福祉センター保健福祉課 (高齢者支援担当)	(所在地) 大阪市浪速区敷津東 1-4-20 (電話番号) 06-6647-9859 (受付時間) 9:00~17:30

【市町村（保険者）の窓口】 西淀川区保健福祉センター保健福祉課 （高齢者支援）	（所在地） 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10 （電話番号） 06-6478-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 淀川区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市淀川区十三東 2-3-3 （電話番号） 06-6308-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 東淀川区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市東淀川区豊新 2-1-4 （電話番号） 06-4809-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 東成区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険・高齢者福祉）	（所在地） 大阪市東成区大今里西 2-8-4 （電話番号） 06-6977-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 生野区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市生野区勝山南 3-1-19 （電話番号） 06-6715-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 旭区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市旭区大宮 1-1-17 （電話番号） 06-6957-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 城東区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市城東区中央 3-5-45 （電話番号） 06-6930-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 鶴見区保健福祉センター保健福祉課 （高齢者支援）	（所在地） 大阪市鶴見区横堤 5-4-19 （電話番号） 06-6915-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 阿倍野区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40 （電話番号） 06-6622-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 住之江区保健福祉センター保健福祉課 （高齢・介護保険）	（所在地） 大阪市住之江区御崎 3-1-17 （電話番号） 06-6682-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 住吉区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市住吉区南住吉 3-15-55 （電話番号） 06-6694-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 東住吉区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市東住吉区東田辺 1-13-4 （電話番号） 06-4399-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 平野区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市平野区背戸口 3-8-19 （電話番号） 06-4302-9859 （受付時間） 9：00～17：30
【市町村（保険者）の窓口】 西成区保健福祉センター保健福祉課 （介護保険）	（所在地） 大阪市西成区岸里 1-5-20 （電話番号） 06-6659-9859 （受付時間） 9：00～17：30

【市町村（保険者）の窓口】 堺市堺区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市堺区南瓦町 3-1 (電話番号) 072-228-7520 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 堺市中区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市中区深井沢町 2470-7 (電話番号) 072-270-8195 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 堺市東区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市日置荘原寺町 195-1 (電話番号) 072-287-8112 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 堺市西区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市西区鳳東町 6-600 (電話番号) 072-275-1912 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 堺市南区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市南区桃山台 1-1-1 (電話番号) 072-290-1812 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 堺市北区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市北区新金岡町 5-1-4 (電話番号) 072-258-6651 (受付時間) 9:00~17:30
【市町村（保険者）の窓口】 堺市美原区地域福祉課 （介護保険）	(所在地) 堺市美原区黒山 167-1 (電話番号) 072-363-9316 (受付時間) 9:00~17:30

神戸市保健福祉局高齢福祉部介護指導課	TEL:078-322-6326 受付時間 8:45~12:00 13:00~17:30（平日）
兵庫県国民健康保険団体連合	TEL:078-332-5617 受付時間 8:45~17:15（平日）
神戸市消費生活センター	TEL:078-371-1221 受付時間 8:45~17:30（平日）